

Web 3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会
第9回での御発表についての追加の質問と回答

【仲上構成員(第9回会合中のオンライン会議チャット欄への記載)】

6 p デザイン保護について

- ・ 仮想空間として現在保護されていないものを保護する取り組みは重要
- ・ 建物いわゆる建造物ですとか美術物は、公共空間に設置されているものは利方法を問わず利用できる

→デジタル空間に「屋外」「公共空間」といった考え方は適用の可能性はあるのか

【塩原様】

→【著作権との関係】

- 最終的には裁判で判断されるべきものだが、著作権法(第46条等)の「屋外の場所」については、もともと、有体物たる美術の著作物(例えば彫刻など)の原作品が、屋外に常時設置される場合を念頭に規定されたものであり、この「屋外の場所」に、メタバース上のパブリックスペースまでが含まれると解するのは困難ではないか?

※ メタバースの空間は、誰かによって創作されたものであり、当該空間自体が、著作物として、著作権の対象となる可能性もあり得ること等を踏まえれば、著作権の世界では、現実空間の場合とのアナロジーで「私的空間」「公的空間」を概念することにはならないのではないかと。

→【その他の法適用との関係】

- 一方、著作権法以外の様々な法令のメタバース空間への適用関係について考えたとき、仮想空間についても、そこを「公共の場所」とみなすべきか否かが問題となる場合があるものと想定される。

～ 例えば、刑法上の公然わいせつ罪などは、従前より、インターネット上にわいせつ動画をアップロードした場合等にも適用があるものとされてきたところであり、フォトジェニックなアバターが、メタバース内の①パブリックスペース、及び②プライベートスペースで、わいせつ行為を行った場合に、それぞれどうなるか等は、議論の対象となり得るのではないかと。

～ メタバース官民連携会議においても、(結論等が出ているわけではないが、)プロバイダ責任制限法上の送信防止措置との関係で、権利侵害情報が、メタバース空間内の①公開領域に置かれた場合と、②私的領域に置かれた場合とで、それぞれどのような扱いになるか等が議論の対象になった。

<メタバース官民連携会議第三分科会(第1回)会議資料(資料5)抜粋>

- ※ インターネット上の情報の「媒介者」であるプロバイダは、単に情報を媒介したことのみをもって、当該情報の流通によって生じた損害に関し、

責めを負うものでないことが原則。

※ プロバイダ責任制限法では、「媒介者」であるプロバイダが負う法的責任の範囲について、一定の定め。

(中略)

→ 例えば、以下のような場合の取扱いは、どのようになるか。

・他者の権利を侵害する表現の送信防止措置（削除）の申立てに対する取扱い

－ 削除申立ての対象となる情報が、メタバース空間内の公開領域に存置され、当該メタバースサービスのアカウントを持つ者は誰でも視聴可能な状態になっている場合

－ 削除申立ての対象となる情報が、メタバース空間内の私的領域に存置され、当該領域にアクセス可能な者のみが繰り返し視聴可能な状態にある場合

以上